

# 富山県立大学学生委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学に学生委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 全学委員会は、学生に関する次に掲げる事項を担当する。

- (1) 課外活動及び厚生補導等に関すること
- (2) 賞罰に関すること
- (3) 保健管理等に関すること

(組織)

第 3 条 全学委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 副学生部長 学部ごとに 1 人
- (3) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各 1 人
- (4) 看護学部が選出した委員
- (5) 工学研究科の専攻ごとに選出した委員（第 3 号の委員と兼ねることができる。）各 1 人
- (6) 保健体育担当の専任の教授、准教授及び講師のうち 1 人
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 3 号から第 7 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 全学委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

- 2 全学委員会に副委員長 2 人を置き、副学生部長をもって充てる。
- 3 全学委員会に幹事 1 人を置き、委員長が工学部、看護学部及び工学研究科の委員のうちから委嘱する。

(運営)

第 6 条 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指定した副委員長がその職務を代行する。
- 3 幹事は、委員長及び副委員長を補佐するものとする。

- 4 全学委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 会議は非公開とする。
- 6 全学委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、全学委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を全学委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(学部委員会)

第8条 全学委員会の下に学部ごとに学部学生委員会（以下「学部委員会」という。）を設置する。

- 2 学部委員会は、全学委員会が指定する事項を担当する。
- 3 全学委員会は学部委員会の議決をもって全学委員会の議決とすることができる。

(学部委員会の組織)

第9条 学部委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(学部委員会委員の任期)

第10条 学部委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の学部委員会委員の任期は前任者の残任期間とする。

(学部委員会の委員長等)

第11条 学部委員会ごとに学部委員会委員長（以下「学部委員長」という。）を置き、学長が学生部長または副学生部長のうちから指名する。

- 2 学部委員会ごとに学部委員会副委員長（以下「学部副委員長」という。）を置き、学長が学部委員会委員のうちから指名する。

(学部委員会の運営)

第12条 学部委員長は、当該学部委員長が所属する学部委員会を招集し、その議長となる。

- 2 学部委員長に事故があるときは、学部副委員長がその職務を代行する。
- 3 学部委員会は、学部委員会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は非公開とする。
- 5 学部委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、学部委員会の議決により公開することができる。

6 学部委員会の運営に関するその他必要な事項は、学部委員会が別に定める。  
(学部委員会委員以外の者の学部委員会への出席)

第 13 条 学部委員長が必要と認めるときは、学部委員会委員以外の者を学部委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年富山県条例第 3 号）に基づき廃止される前の富山県立大学教務委員のうち、学科ごとに選出された委員で平成 26 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条本文の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日に施行する前の富山県立大学学生委員会規程第 3 条(3)の規定に基づき学科ごとに選出された委員で、平成 30 年 4 月 1 日に委員に就任した者は、第 9 条別表中工学部欄(2)に定める学部委員会委員とみなし、その任期は、第 4 条本文及び第 10 条本文の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第 3 条(4)の規定に基づき看護学部が選出した委員並びに第 9 条別表中看護学部欄(3)及び(4)の規定に基づき看護学分野ごとに選出された委員及びその他学長が指名した看護学部の教員で、平成 31 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条本文及び第 10 条本文の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

#### 別表（第 9 条関係）

工学部	看護学部
(1) 工学部教員である学生部長及び副学生部長	(1) 看護学部教員である学生部長及び副学生部長
(2) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各 1 人	(2) 看護学生科長
(3) 工学研究科の専攻ごとに選出した委員各 1 人（工学部の委員と兼ねることができる）	(3) 看護学分野ごとに選出した委員各 1 人（全学委員会委員と兼ねることができる）
(4) 保健体育担当の専任の教授、准教授及び講師のうち 1 人	(4) その他学長が指名した看護学部

(5) その他学長が指名した工学部の 教員	の教員
--------------------------	-----